

請 願 ・ 陳 情

陳情・請願とは、市民の皆さんが、市政についての要望や意見を述べることで、どなたでも提出することが出来ます。

請願には一名以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。

陳情・請願をされる方は、下記の様式を参考のうえ、議長宛てに提出してください。

提出された請願は、所管の委員会にて審査した後、本会議に諮り、採択・不採択を決定します。

採択された場合は、市長等の関係機関へ通知され、必要に応じてその処理の経過と結果の報告を求めることが出来ます。

陳情については、おおかた議長限りとして処理していますが、行政区域内の事項に関するもの限り、議会運営委員会に諮ったうえで請願なみに取り扱うこともあります。

様式の中で陳情の場合は、「請願」を「陳情」と読み替え、紹介議員の記載は不要となります。

※陳情・請願は、議会閉会中에서도受け付けています。その他、詳細につきましては、議会事務局議事係まで、お問い合わせください。

☎ 23-51111  
内線 411・412

(本旨)

〇〇〇に関する(ついでの)請願書

紹介議員 〇〇〇〇 印

1. 趣旨(請願内容を簡単に書いてください)  
2. 理由(請願事柄と理由を書いてください)

平成〇年〇月〇日

請願人 住所 氏名 印  
電話

十和田市議会議長 様

(表紙)

〇〇〇に関する(ついでの)請願書

紹介議員 〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇日

請願人 住所 氏名 印  
電話

十和田市議会議長 様

※表紙はなくてもかまいません。



第1回臨時会の議場から

市議会ホームページ

より親しみやすい議会とするため市議会の活動を伝えるホームページを開設しています。

ホームページでは、次の情報がご覧いただけます。  
<http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>

- ・ 議員の紹介
- ・ 委員会の一覧
- ・ 定例会、臨時会の開催状況
- ・ 傍聴の仕方
- ・ 請願について
- ・ 会議録

ホームページは十和田市のホームページ内にあります。

編集後記

十和田市と十和田湖町が合併し、新しい十和田市が誕生しました。市議会では、新市になって初めての議会が開かれ、正副議長を初め両市町の議員三十八名による新体制が整いました。今後、新市の発展に向けて活発な議会活動が期待されます。

冬のイベント「十和田湖冬物語」が二月の一カ月間にわたり開催され、雪と光が織り成す幻想的な世界が繰り広げられ、観光客を魅了しました。新市は、十和田湖、奥

議会だより編集委員会

入瀬溪流のすばらしい自然環境に恵まれています。この貴重な観光資源を大切にしたい国際文化観光都市づくりのスタートです。今回の「議会だより」は合併後の新議会の創刊号となります。内容を充実し、わかりやすい紙面づくりを目指してまいります。市民の皆様と議会のパイプ役として、議会というものをより身近かに感じてもらえるよう心がけていきたいと思えます。市民の皆様からのご意見、ご要望、ご感想を是非お寄せください。

- |      |      |
|------|------|
| 委員長  | 竹島勝昭 |
| 副委員長 | 野月正  |
| 委員   | 江渡龍博 |
| 委員   | 野月誠  |
| 委員   | 織川貴司 |
| 委員   | 山本富雄 |
| 委員   | 折田俊介 |
| 委員   | 田中重光 |

